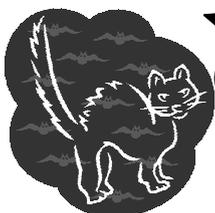


阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
 E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です



大阪府労働委員会に救済申立てる

「5年後解雇」・労働条件の不利益変更は不当労働行為だ！

9月15日、私たちは「当分の間」撤廃による「5年後解雇」を阻止する闘いの一つとして、大阪府労働委員会に「当分の間」撤廃問題における阪大の団交拒否と組合間差別の不当労働行為救済申し立てをおこないました。

今回の不当労働行為の最大のポイントは、「当分の間」撤廃問題は法人化前から長期間継続雇用されてきた長期非常勤職員の5年後雇い止め＝解雇であり、重大な労働条件の不利益変更であります。したがって、阪大はわが組合に提案し、協議する義務と責任があります。しかし、阪大のわが組合に対する姿勢は、労使対等決定の原則にもとづいて問題の解決を図るというものではまったくありませんでした。これはわが組合の交渉権を否定することであり、労組法第7条2号に違反する不当労働行為なのです。

阪大は初めから組合との交渉をするつもりなどなかったのだ

「当分の間」撤廃問題に関する交渉経過をみれば、阪大がそもそも労働組合との交渉を想定していなかったことが如実に現れています。

まず第1に、阪大は「当分の間」を制定した04年3月からわが組合と交渉議題としてきたのに、その経緯を全く無視しました。第2に、阪大は「お知らせ」をわずか1カ月足らずという短期間で決定しました。この期間の短さこそが労働組合との交渉を考えていないことの表れです。第3に、わが組合との団交は、2009年11月4日、同年11月25日、同

年12月18日、2010年1月21日の4回ですが、11月4日の団交は阪大の説明に終始し実質交渉にはなりませんでした。また、「お知らせ」を決定した11月24日以降の団交は全く意味がなく、阪大はわが組合と団交を実施したと見せかけるものでしかありません。このような無意味な団交も2010年1月21日を最後に拒否しました。

「お知らせ」は公表時点 (09年10月26日)で 決定していたというのだ！

第4に、阪大は「お知らせ」が09年10月26日時点で決定していたことを、12月9日の団交で明らかにしました。非常勤職員に向けた説明会を早々と11月5日、6日に実施していることでも示されています。

非正規労働者の談話室

日時：10月21日(木曜)午後6時～9時

場所：豊中市立千里公民館 第四講座室

(豊中市千里文化センターコラボ内)

アクセス

・北大阪急行またはモノレール 千里中央駅下車

連絡先 TEL:06-6303-0449

E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

一人で悩まず、組合に相談を！

阪大の非常勤の皆さん、私たちには、共に連帯し手を結ぼうとする仲間がいます。一人で悩まず、ぜひ組合に連絡してください。

それなら、11月4日の第1回の団交すら形式的であったということです。これで阪大が労働組合と交渉する意思が全くなかったことは明白となりました。阪大は11月24日の役員会で「お知らせ」を決定したと主張していますが、10月26日「お知らせ」決定の事実を隠ぺいするものでしかありません。

使い捨てはNO!

組合の枠をこえ、長期・短期の枠をこえ、今こそ、手をつなぎましょう!

毎月、私たちは分会ニュースを非常勤職員の皆さんへ配布するために職場まわりをしています。そこで見聞きすることは、正規職員と非常勤職員の区別が全くつかないほど、仕事ぶりが同じだということです。研究室の事務室や図書室は非常勤職員だけの場合がほとんどで、有給休暇もとれない実態があります。その9割が200万円以下のワーキングプアであり、6割が160万円以下で生活保護と同じ水準の年収なのです。鷲田総長は「非常勤職員の実態を知っている」と豪語しましたが、団交に出てくる人事課長と同様に生活レベルを収入に合わせたらいいと言うのでしょうか。

長期非常勤職員は国立大学時代から長期間にわたって継続勤務してきたベテランたちで、雇止め＝解雇できる合理的な根拠は何もありません。法人化後採用の非常勤職員の場合も同じです。「最長6年」も働けば、職場ではりっぱな中堅であり、契約更新を5回繰り返している常用労働者です。仕事も補助的臨時的なものではなく、恒常的業務であり、このような恒常的業務に「雇つき雇用期限」＝有期雇用を当てることは法的に許されないのです。阪大に「有期雇用」を撤廃させ、非常勤職員全員を雇用継続させようではありませんか。非常勤職員の皆さん。「おかしい!」という思いを声に出し、ともに歩みだそうではありませんか。

【お知らせ】

■この9月30日、北大の元非常勤職員Aさんが雇止めをされたうえに、その後の理不尽な北大の態度に怒り、北大を相手どって損害賠償の請求訴訟をおこした。Aさんに激励のメッセージを届けよう。詳

しくは北大教職員組合のホームページをご覧ください。

■京大エクスタシーは、文学研究科図書館に不当解雇の原因であるパワハラを認めさせ、調査委員会の設置を約束させた。この10月8日には、文学研究科図書館への復職を求める緊急署名を全国の非正規労働者に呼びかけた。雇止め裁判は10月15日に本人尋問、11月19日にパワハラ係長をはじめ大学側の証人尋問が行われる予定。

京大エクスタシーの緊急署名活動を取り組みますので、ご協力ください。

■『なんで有期雇用なん!? 大学非正規労働者の雇止めを許さない関西緊急集会報告集』発行
脇田滋さん(龍谷大学・労働法)の講演録、各大学の現場報告、集会アピール文、参考文献紹介など、盛りだくさんの内容。集会ポスターを使用したカラー表紙もかわいくてクール。500円です。

<http://nandenan0227.blogspot.com/>

■闘う仲間の裁判・労働委員会・集会のご案内

10月15日(金)

・大椿裕子さん(関学の4年切り不当解雇撤回闘争)
大阪府労働委員会審問/反対尋問
午後1時～エルおおさか9F

・京大エクスタシーの雇止め裁判
/京都地裁午後1時30分～4時30分 208号法廷

10月25日(月)

・なんで有期雇用なん!? ネットワーク龍大支部結成記念集会

第1部 水月昭道さん(『高学歴ワーキングプア』著者)と嶋田ミカさんのシンポジウム

第2部 パネルディスカッション

「大学から社会を変える!」パネラー: 水月昭道さん・大椿裕子さん・村上潔さん・嶋田ミカさん
午後5時～7時、龍大大宮学舎清和館三階ホール

10月29日(金)

・嶋田ミカさんの龍大雇止め裁判/
京都地裁午後2時～208号法廷、終了後集会あり

